

農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領

第1 趣旨

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国農業人材力実施要綱」という。）別記1の第5の1の（1）のイの（ア）に規定する研修機関等及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「国就農支援実施要綱」という。）の別記1の第5の1の（2）のアに規定する研修機関等の認定要件及び認定手続きについて、国農業人材力実施要綱、国就農支援実施要綱及び農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について（令和2年1月30日付け元経営第2510号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

第2 認定研修機関等

県が認める農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 専門学校山梨県立農業大学校 養成科、専攻科
- 2 その他農業の生産技術及び経営方法の習得のため、県が研修先として認める実施機関

第3 認定

第2の2に規定される研修機関等として認定を受けようとするものは、次の手続きにより申請し、知事が認定するものとする。

- 1 研修機関等申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、知事に申請するものとする。申請書の提出先は担い手・農地対策室とする。
- 2 知事は、別に定める認定審査会を開催し、第4に定める要件を全て満たしているかを審査し、要件を満たす場合は、本事業に係る研修機関等として認定する。
- 3 知事は、申請者に対して認定結果を別紙様式2号により通知する
- 4 審査の結果、研修実態が明らかな場合は、認定日は当該年度内に限って遡り認定することができるものとする。
- 5 認定の有効期間は、認定年度を含めて2箇年とする。ただし、認定期間内において新たに研修生を受け入れた場合は、研修実施状況の確認（国農業人材力実施要綱別記1第7の1（4））により、研修が適切に実施されている場合は、当該研修生の研修終了まで申請は不要とする。

第4 認定基準

第2の2に規定される研修機関等は、以下について全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。

2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

- (1) 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（法人化されていない農業経営体においては、(2)の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする）。
- (2) 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- (3) 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。なお、市町村、県農業振興公社等（以下、市町村等）が農業経営体を派遣研修先とする場合はア、農業経営体が研修機関等となる場合はイを満たすこと。

ア 市町村等研修機関等が派遣研修先とする農業経営体は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては研修生の親族が役員でないこと。
- (イ) 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く）を結んでいないこと。
- (ウ) 研修生受入時点で、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有していること。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。
- (エ) 法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修指導者」がおり、研修実施体制が明確であること（研修指導者は、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（自営期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む）。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。）。
- (オ) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。
- (カ) 国農業人材力実施要綱及び国就農支援実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続きに協力が可能であること。
- (キ) その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

イ 農業経営体が研修機関等となる場合は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては研修生の親族が役員でないこと。ただし、就職氷河期世代の新規就農促進事業において、研修生が引きこもり等の無業者であり、研修を実施するに当たって特別な支援が必要である理由等を交付主体に申告し、

交付主体が国就農支援実施要綱別記1の第5の1の(2)のウの(ア)のa、b、c、dの全てに合致すると認めた場合に限り親族の農業経営体での研修を認めるものとする。

(イ) 雇用契約(短期間のパート、アルバイトを除く)を過去に結んだ者を研修生として受け入れないこと。

(ウ) 研修生受入時点で、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験(法人就業期間を含む)又は農業指導経験(普及指導員又は農業協同組合営農指導員)を有していること。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。

(エ) 法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修指導者」がおり、研修実施体制が明確であること(研修指導者は、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験(自営期間を含む)又は農業指導経験(普及指導員又は農業協同組合営農指導員)を有する者(役員を含む)。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること(役員を含む)。

(オ) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。

3 研修期間は、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間(研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること)及び休日(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること)を確保すること。

4 研修内容が就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定されていること。

(1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

(2) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

(3) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

5 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

6 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること

7 国農業人材力実施要綱及び国就農支援実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続きに協力が可能であること。

8 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関等として適切であること

第5 認定の変更

研修機関において、認定を受けた研修内容等を変更又は廃止する場合は、知事に申請しなければならない。ただし、研修計画の変更を要しない研修内容の追加や月毎の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。

2 前項の手続きは第3を準用する。

第6 研修機関等の取り消し

知事は、研修機関等が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認した上で、研修機関等の認定を取り消すことができる。

- 1 第4の認定基準を満たさなくなったとき。
- 2 研修機関等が知事に辞退届（別紙様式第3号）を提出したとき。
- 3 研修機関等として相応しくない行為があったとき。
- 4 虚偽の申請があったとき。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。